

労災・雇用保険の保険料申告納付（労働保険の年度更新）

労災保険と雇用保険の保険料は 見込額（概算保険料）と 確定額（確定保険料）との 精算 をするしくみとなっています。社会保険料のしくみとは異なります。そして、申告納付の期間は事業の形態により下表のように分かります。

事業の形態	概算保険料	確定保険料
1 有期事業（建設の事業や立木の伐採の事業）	事業開始日から 20 日以内	事業終了日から 50 日以内
2 継続事業（有期事業以外の事業） または 一括有期事業（一定の要件を満たす有期事業）	4 月 1 日～ 5 月 20 日 年度の途中に事業を開始した場合は事業開始日から 50 日以内	4 月 1 日～ 5 月 20 日 年度の途中に事業を終了した場合は事業終了日から 50 日以内

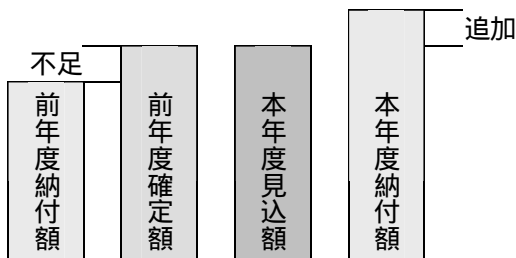
2 の形態の事業の精算方法は以下の通りです。

見込額：従業員に予定している本年度の賃金の総合計 × 保険料率 } 労災保険と雇用保険それぞれ
 確定額：前年度に従業員へ支払うべき賃金の総合計 × 保険料率 } 算出して合計する

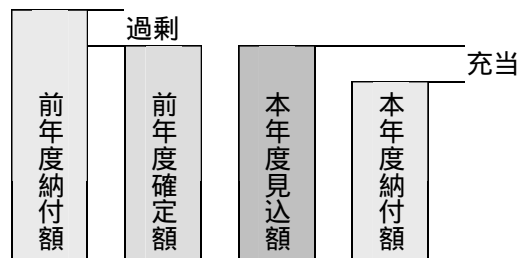
精算方法：

ア 前年度の見込額 < 前年度の確定額 イ 前年度の見込額 > 前年度の確定額

本年度見込額 + 追加 を納付



本年度見込額 - 充当 を納付



- ・従業員 ここていう従業員のうち雇用保険の保険料の計算からはおおむね以下の者は除きます。
 その年の 4 月 1 日において 64 歳以上の者 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の者
 1 年以上引き続き雇用されることが見込まれない者 昼間学生
 4 ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的・事業（作物収穫、海の家など）に雇用される者
 日雇労働被保険者（説明省略） 短期雇用特例被保険者（説明省略）
 また、事業主や役員は両保険料の対象の従業員から除きますが、労災に特別加入している場合は、
 労災保険の保険料は別計算（後述）となりますので、これもここでの従業員から除きます。

- ・賃金 ここていう両保険の賃金からは以下のものは除きます。
 退職金 解雇予告手当 出張旅費 慶弔金 労災の休業補償 健保の傷病手当金
 （退職金の前払い金、休業手当、通勤手当はここていう賃金に含まれます。）

- ・保険料 平成 17 年度の雇用保険の保険料率は下表の通り（昨年度とは率が変わっています）です。

建設の事業	1,000 分の 22.5
農林水産業の事業（牛馬育成、酪農、養鶏・養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業を除く）、清酒製造の事業	1,000 分の 21.5
その他の事業	1,000 分の 19.5

労災保険の保険料率は事業の種類ごとに異なりますので省略します。

- ・労災の特別加入
 保険料は、[全特別加入者の給付基礎日額の総額] × 365 日 ÷ 12 × 加入月数 × 保険料率 となります。
 給付基礎日額は個々の加入者に対して加入時および年度更新時に申告します。
 保険料率は一人親方や個人タクシー運転手、海外派遣者（説明省略）などは別テーブルですが、それ以外はその事業の種類のものを用います。

なお、次回の内容は 労災保険の第三者行為による災害 です。

地域事情・企業事情の注入を支援

法を知らなければソソを。また、
法はそれを利用できる者を支えてくれる

知識を知恵に

就業規則作成てびき

～人材活用と企業存続のために～

トップページ
サイトマップ

概要説明

書類との関連

労働時間・休日

賃金・補償
助成金

定年・退職
是正勧告

はじめに上の概要説明をご覧ください。

[無料相談会のお申し込みはこちらから](#)

TEL 0866-22-7568

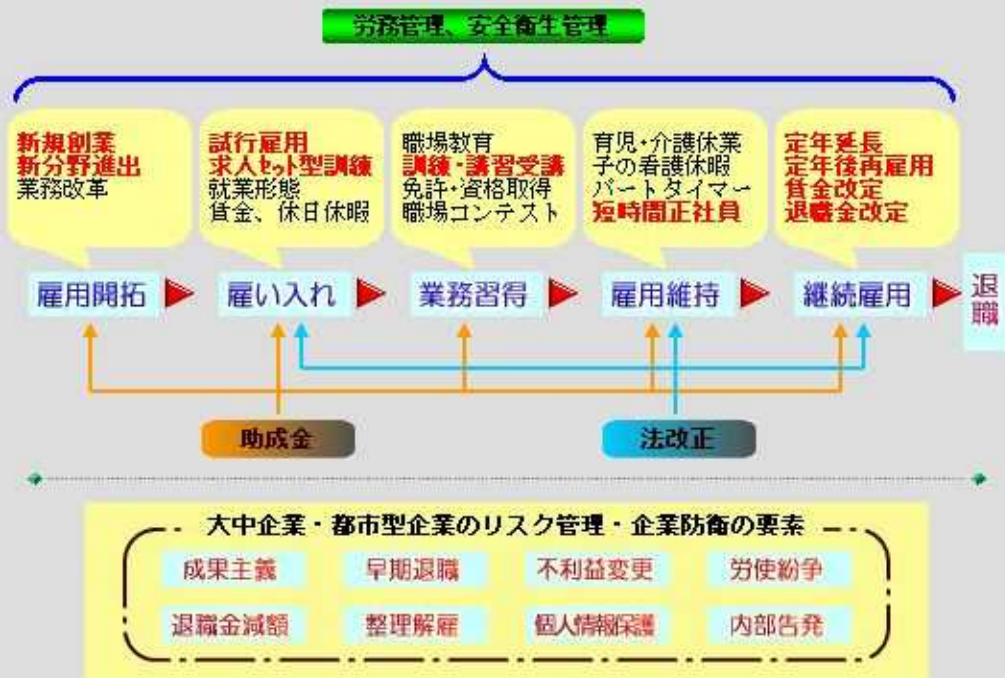
毎週月曜～金曜 10:00～17:00

e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

24時間・365日受付可能

大規模・中規模企業や都市型企業のリスク管理・企業防衛とは異なる

経営理念および事業の実態と労働諸法令に連動した精鋭企業の労務管理へ向けて
社会的傾向 新規性 必要性 柔軟性 即効性・・・



今すぐ使えるフリーソフト

名刺を作ろう! Version 4.6.2

<http://www2b.biglobe.ne.jp/~narume/meishi.html>

A4 サイズの名刺専用紙への名刺作成ソフトです。最大 10 個の文字入力欄と最大 3 個の画像 (ビットマップ、JPEG、GIF に限定) を利用できます。文字の大きさ・色・書体、配置の微調整、画像のサイズ変更・表示/非表示の切り替えもできて、結構お手軽。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184

e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

ご存知ですか? こんな法律

通勤災害の定義 (労働者災害補償保険法 第 7 条第 1 項)

通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡のことをいう。

通勤の定義 (労働者災害補償保険法 第 7 条第 2 項)

通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するもの (出張先との往復など) を除くものとする。

通勤の逸脱・中断 (労働者災害補償保険法 第 7 条第 3 項)

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為 (トイレの利用、飲料水の購入、短時間の休憩など) であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない (通勤とする)。